

評価対象			
事務事業名	平和都市の推進	開始年度	昭和 60 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係	種別	—
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	-		
政策名	29 参画と協働により、平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する		
施策名	4 平和を尊重する文化を世界に発信		

事業概要	
事業の目的	戦争の悲惨さや平和の尊さを強く訴えるとともに、次世代へ平和を願う想いを継承していきます。また、港区平和都市宣言をふまえ、国際平和都市としての役割を世界へ発信していきます。
事業の対象	区民等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月下旬から8月中旬にかけて実施する「平和展」は、区民等へ戦争・核兵器の悲惨な記憶を伝え続けるための重要な事業です。東京都や沖縄県、広島市及び長崎市等から借用した資料やパネルのほか、港区における戦争の記録等を展示し、多様な内容を伝えます。</li> <li>・ 「平和のつどい」は、幅広い世代の区民が平和について考えるきっかけとなる区民参加型のイベントです。平和祈念コンサートその他、港区平和青年団による活動報告会を同時開催します。</li> <li>・ 「巡回平和メッセージ展」は、10月から12月にかけて区立小学校5校程度を巡回し、著名人からの「平和メッセージ」や「港区平和都市宣言」のパネル等を展示し、平和関連図書コーナーを設置します。次代を担う子どもたちに、より身近な環境である学校で平和の尊さについて考える機会を提供します。</li> </ul>
根拠法令等	港区平和都市宣言

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「平和展」は、戦争・被爆体験を忘れることなく未来へと語り継ぎ、平和の大切さを考える機会として平和都市宣言を行った昭和60年度から事業を実施しています。</li> <li>・ 「平和のつどい」は、区民が平和について考えるきっかけとなる参加型のイベントで、平成19年度から事業を実施しています。</li> <li>・ 「巡回平和メッセージ展」は、次代を担う子どもたちに平和の尊さや平和について考える機会を提供することを目的に、平成16年度から実施しています。</li> </ul>				
評価	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">                     公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)                 </td> <td style="width: 85%; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>                     今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)                 </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)		今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)					
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)					
①事業継続の必要性					
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 唯一の被爆国であり、平和都市宣言を行った自治体として、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を訴えていく必要があります。また、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の記憶が風化しつつある中、若い世代が平和について主体的に学ぶ機会を設け、区民に発信していくことは重要です。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	平和展アンケート回収数(枚)			指標2	平和のつどい来場者数(人)			指標3	巡回平和メッセージアンケート 「平和に興味を持った」回答割合(%)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	200	191	95.5%	平成29年度	200	179	89.5%	平成29年度	100	79	79.0%
	平成30年度	200	212	106.0%	平成30年度	200	183	91.5%	平成30年度	100	71	71.0%
	令和元年度	200	—	—	令和元年度	200	—	—	令和元年度	100	—	—
指標から見た事業の成果		・「平和展」のアンケートでは、自由意見として、「いい展示だった」「毎年実施してほしい」などが大半を占めています。 ・「平和のつどい」の平和祈念コンサートの中で青年団員が音楽にのせてメッセージを発表するなど、心に残る新たな企画を取り入れ好評を得ました。 ・「巡回平和メッセージ展」のアンケートでは、自由意見の中に「知っている著名人からのメッセージをみて興味を持った」「友達と本を読むことにつながった」などがあり、子どもたちが平和を考えるきっかけになりました。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由		(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) アンケート結果から「平和を守り続けるためにも、このような取組は大切」「子どもも戦争の写真を真剣に見ていた」等の声が多数寄せられ、子どもたちが平和に興味をもつきっかけとなるなど、区民にとって平和について考える大切な機会となっています。										

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳(千円)									決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	8,678	100%	8,678	0	0	0	357	0	9,035	8,932
	平成30年度	8,273	100%	8,273	0	0	0	-326	0	7,947	7,924	100%
	令和元年度	8,165	100%	8,165	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況		各種借用物や会場は無償で借用するなど事業費を節減しながら効果をあげています。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由		(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 「平和のつどい」については、平和祈念コンサートと平和青年団の報告会を同時開催し、経費縮小を図りながら、効率的かつ効果的に実施しています。										

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

戦後70年以上が経過し、今後はより一層戦争体験者の声を聴くことが難しくなると予想される中、戦争・核兵器の悲惨さを、より多くの区民に知ってもらい、平和の尊さを認識してもらえるよう啓発を継続していくことが重要です。今後も幅広い世代の区民に対し「平和の大切さを考えるきっかけ」となる各種事業を効果的に実施していきます。

評価対象			
事務事業名	平和青年団派遣	開始年度	昭和 61 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係	種別	—
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	—		
政策名	29 参画と協働により、平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する		
施策名	4 平和を尊重する文化を世界に発信		

事業概要	
事業の目的	次代を担う高校生世代を対象に、長崎派遣研修を中心とした平和学習を通して、戦争や核兵器の悲惨さを学び、平和への意識の醸成を図ります。また、活動報告会を開催し、団員及び区民等が平和の大切さを改めて考える契機とします。
事業の対象	区内在住、在勤、在学の高校生世代
事業の概要	<p>■実施時期：6月～12月</p> <p>■実施内容</p> <p>(1) 事前研修：戦争体験者との交流及びフィールドワーク（都内平和関連施設）等（5回）</p> <p>(2) 長崎派遣研修：高校生平和大使との交流・青少年ピースフォーラム参加・平和祈念式典参列・フィールドワーク（長崎市）（2泊3日）</p> <p>(3) 事後活動：「平和のつどい」において平和祈念コンサートと併せて活動報告会の開催、「みなと区民まつり」において平和啓発活動の実施、活動報告書の作成</p> <p>■費用：研修費用は区が負担</p> <p>■申込み：4月に広報みなと等で公募し、選考を実施の上、8人を選出します。</p>
根拠法令等	港区平和都市宣言

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	「平和青年団派遣」事業は、昭和60年8月に区が平和都市宣言を行った翌年から、平和への意識の醸成を図ることを目的に実施しています。8月の長崎派遣研修の前に戦争体験者との交流会や都内の平和関連施設の見学を行い、長崎派遣研修後には平和のつどいやみなと区民まつりに参加し活動報告を行います。昭和61年度から平成3年度までは広島市へ、平成4年度以降は長崎市へ派遣しています。平成18年度に、教育委員会事務局生涯学習推進課から事業移管しました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 唯一の被爆国であり、平和都市宣言を行った自治体として、世界の恒久平和と核兵器の廃絶を訴えていく必要があります。また、戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の記憶が風化しつつある中、若い世代が平和について主体的に学ぶ機会を設け、区民に発信していくことは重要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	平和青年団応募者数(人)			指標2	活動報告会来場者数(人)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	8	7	87.5%	平成29年度	200	179	89.5%	平成29年度			
	平成30年度	8	5	62.5%	平成30年度	200	183	91.5%	平成30年度			
	令和元年度	8	6	75.0%	令和元年度	200	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	<p>「活動報告会」の来場者数は昨年度を上回りました。平和祈念コンサートの中で青年団員が音楽にのせてメッセージを発表するなど、心に残る新たな企画を取り入れました。「若い世代の人(高校生)が平和について考える良い取組み」や「平和の大切について考えさせられた」等の声が多数寄せられ、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっています。</p>											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	<p>(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) アンケート結果から「若い世代の人(高校生)が平和について考える良い取組み」、「平和の大切について考えさせられた」等の声が寄せられるなど、区民にとって平和について改めて考える大切な機会となっており、来場者数も増加傾向にあります。</p>											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
		平成29年度	1,605	100%	1,605	0	0	0	0	0	0	1,605	1,391
平成30年度	1,564	100%	1,564	0	0	0	-38	0	0	1,526	1,410	92%	
令和元年度	1,778	100%	1,778	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	<p>予算現額と決算額との主な差額要因は、団員応募者数の実績によるものです。 平成31年4月1日現在の港区年齢別人口では、事業の対象となる世代の人数は4,314人、来年度は4,611人、再来年度は4,794人と15歳未満の世代の人数は増加傾向にあり、今後応募者の増加が見込まれます。定員数の増加については、実施体制の観点から慎重に検討する必要があります。</p>												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性													
③事業の効率性評価の理由	<p>(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 活動報告会については、平和祈念コンサートと併せて開催する等、効率的かつ効果的に実施しています。</p>												

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の記憶が風化しつつある中、高校生世代の若者に、戦争・核兵器の悲惨さを学び、平和の尊さを考える機会を提供することは非常に重要であり、区が実施することに大きな意義があります。

中学校長会の協力を得て、次年度から事業対象となる区立中学3年の全生徒を対象に募集予告のちらしを配付するほか、区内私立高校や子ども中高生プラザに募集ちらしを送付するなど、周知方法の改善・工夫に取り組みながら、高校生世代の若者及び区民等に平和に関する意識醸成の機会を提供し、広く区民に平和の尊さを広く発信していく必要があります。

評価対象

事務事業名	男女平等参画推進	開始年度	平成 16 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係	種別	—
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	—		
政策名	(29) 参画と協働により、平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する		
施策名	⑥ 性別にとらわれず自分らしく生きる男女平等参画社会の実現		

事業概要

事業の目的	あらゆる人が性別にかかわらず、仕事、家庭生活、地域社会など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開し、豊かな人生を送るために、性別による差別や制限のない男女平等参画社会を実現させることが区の責務です。すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができるよう、あらゆる場で、一人ひとりがその能力と個性を發揮できる男女平等参画社会を実現することを目指します。
事業の対象	区内在住、在勤、在学者、企業等
事業の概要	すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現するとの固い決意をこめ、平成16年に港区男女平等参画条例を制定しました。条例に基づき策定した「港区男女平等参画行動計画」において、家庭や社会の慣行における男女平等参画や配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶など様々な課題を解決し、諸施策を推進しています。条例に基づき設置した港区男女平等参画推進会議では、行動計画や男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申を行います。そのほか、男女共同参画週間（6月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）に合わせてパネル展を実施します。
根拠法令等	男女共同参画社会基本法、港区男女平等参画条例、港区男女平等参画行動計画

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>昭和56年に「婦人総合計画」を策定し、以降、2回の策定・改定を経て平成14年に「みなと男女平等参画プラン」を策定しました。さらに、平成16年に港区男女平等参画条例を制定し、この条例に基づく「港区男女平等参画行動計画」（第1次：平成17年度～21年度、第2次：平成22年度～26年度、第3次：平成27年度～32年度）を策定し、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>平成16年に、条例に基づく区長の付属機関である「港区男女平等参画推進会議」を設置し、毎年、区長の諮問に応じ、行動計画の内容に対して調査・審議、答申を行っています。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	<p>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</p> <p>◎</p>		
評価の着眼点	<p>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</p> <p>◎</p>		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>条例に基づき策定する港区男女平等参画行動計画は、区が確実に実施する必要があります。</p> <p>平成28年に女性活躍推進法が施行され、平成29年の育児・介護休業法の改正、平成31年には働き方改革関連法が施行するなど、さらなる男女平等参画の推進が求められています。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	行動計画における事業評価（責任項目）の「達成」の比率			指標2	パネル展でのアンケート回収枚数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	30	23	76.7%	平成29年度	110	100	90.9%	平成29年度			
	平成30年度	30	23	76.7%	平成30年度	120	133	110.8%	平成30年度			
	令和元年度	30	24	80.0%	令和元年度	130	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	令和元年度の行動計画における事業評価（責任項目）の「達成」の比率は80%となり、前年より増加しました。 男女共同参画週間（6月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）のパネル展でのアンケート回収数は増加傾向にあります。自由記載欄には継続して実施してほしい等の意見をいただいています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 行動計画を着実に推進するため、男女平等参画推進会議において、責任項目事業について評価し、その結果を答申しています。事業所管課は、答申内容にある評価とその理由を、次年度の事業実施に生かしています。なお、平成30年度は、行動計画前半3年間（H27年度～29年度）の総括評価も行いました。 また、男女平等参画関係法令については、パネル展を活用することで、広く効果的に啓発を図っています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	6,839	100%	6,839	0	0	0	-357	0	6,482	5,646	87%
	平成30年度	4,619	100%	4,619	0	0	0	-324	0	4,295	3,578	83%
	令和元年度	9,713	100%	9,713	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	例年、男女平等参画推進会議、パネル展（6月と11月）を実施しています。令和元年度は、次期行動計画策定のための男女平等に関する意識・実態調査委託経費が含まれています。また、令和2年度は次期行動計画策定に向け、事業費の増加が見込まれます。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 男女平等参画推進会議は効率よく進めるために二つの分科会で審議をしています。また、パネル展実施に当たっては、より多くの区民が来場できるよう土・日曜日を含め午前9時から午後9時まで開催しています。											

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した行動計画を着実に実施していくため、引き続き、男女平等参画推進会議において事業実績評価の審議、答申を行います。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）	事業所管課は答申の内容を踏まえ、次年度の事業実施においては、評価が「達成半ば」の事業は「おおむね達成」を、「おおむね達成」は「ほぼ達成」を目指し、これまでに以上に効果的に実施する必要があります。 また、男女平等参画パネル展、女性に対する暴力をなくす運動パネル展の実施に当たっては、国や都を含め、新しい情報の発信を意識し、効果的な実施に努めてまいります。

評価対象

事務事業名	ワーク・ライフ・バランス推進事業	開始年度	平成 16 年度
所属	総務部総務課人権・男女平等参画係	種別	—
所管課長	総務部人権・男女平等参画担当課長		
基本政策	-		
政策名	(29) 参画と協働により、平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する		
施策名	⑦ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現		

事業概要

事業の目的	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の認定や、仕事と家庭の両立に取り組む企業を支援することで、男女がともに働きやすい職場環境の実現をめざします。
事業の対象	中小企業、中小企業事業主
事業の概要	<p>・仕事と家庭の両立支援事業： 性別に関わらず、誰もが仕事と子育て・介護を両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、奨励金を交付します。 奨励金は、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金の5つです。</p> <p>・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業： 仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定します。 認定対象分野は、子育て支援分野、地域活動支援分野、介護支援分野、働きやすい職場環境づくり分野の4つです。</p>
根拠法令等	港区男女平等参画行動計画、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱、港区中小企業子育て支援奨励金交付要綱、港区中小企業配偶者出産休暇制度奨励金交付要綱、港区中小企業介護支援奨励金交付要綱、港区中小企業男性の子育て支援奨励金、港区中小企業男性の介護支援奨励金交付要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>・「仕事と子育て両立支援事業」は、「育児休業助成金」、「配偶者出産休暇制度奨励金」の2つの制度として平成16年度から子育て王国基金事業として開始しました。平成27年度からは、「仕事と家庭の両立支援事業」として5つの制度に充実させ、交付件数は増加傾向にあります。事業開始以降の実績は平成30年度末現在、146件となり、目標を上回っています。</p> <p>・「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」は、平成22年度から開始し、平成25年度から認定期間を1年間から3年間に変更しました。近年、認定企業数は増加傾向にあり、平成30年度末現在、59社と行動計画の目標数値を上回っています。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組については、女性活躍推進法の施行や育児・介護休業法の改正、働き方改革関連法の施行などの法整備の後押しもあり、その必要性は広く認知され浸透しつつあり、事業開始時とは大きく状況が変化しています。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	WLB認定企業数			指標2	仕事と家庭の両立支援事業（交付件数）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	47	41	87.2%	平成29年度	11	28	254.5%	平成29年度			
平成30年度	52	59	113.5%	平成30年度	11	34	309.1%	平成30年度				
令和元年度	57	—	—	令和元年度	11	—	—	令和元年度		—	—	

指標から見た事業の成果 「ワーク・ライフ・バランス」の意義や必要性が認知され、実績は増加傾向にあることから、WLB認定企業数及び仕事と家庭の両立支援事業（交付件数）ともに、行動計画の目標数値を超えて達成しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由  
 （事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）  
 ・前述のとおり、働き方に関する各種法令の整備に伴い、本事業の見直しの時期が到来しつつあると考えます。  
 ・男女平等参画推進会議の委員からは、各種奨励金の実績が着実に増加している状況から「制度が定着している」と評価を受けています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	11,035	100%	11,035	0	0	0	0	0	11,035	7,648
平成30年度	8,432	100%	8,432	0	0	0	343	0	8,775	8,264	94%	
令和元年度	8,887	100%	8,887	0	0	0	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況  
 ・WLB推進企業認定事業にかかる業務委託経費は、訪問企業数の増加に伴い、平成29年度：1,352,160円、平成30年度：3,177,360円と大幅に増額となっています。  
 ・仕事と家庭の両立支援事業は平成29年度3,650,000円、平成30年度4,400,000円と増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由  
 （費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が成果が得られているか）  
 ・WLB推進企業認定事業は新規認定以降もフォローアップ調査、更新時の訪問調査を実施していくための経費が継続的にかかります。訪問調査のやり方を考え経費削減の検討が必要です。また、各種法令の整備状況など環境の変化を踏まえ、見直す必要があります。  
 ・WLB推進企業認定事業及び仕事と家庭の両立支援事業のいずれも、令和2年度までの行動計画計上事業のため、この期間は実施していく必要があります。

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ○ 継続      ● 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  
 本事業におけるポジティブ・アクションとしての役割は一定程度達成できたと考えます。しかしながら、中小企業がワーク・ライフ・バランスや働き方改革の必要性を認識しているものの、取組を進められていない実態があることを受け、引き続き、区が啓発・支援をしていく必要があります。  
 WLB企業認定事業においては、新規認定のみならず、以降も継続して認定・維持していくため、事業経費が増加し続けていきます。また、両立支援事業においても、法整備がなされ企業に浸透することで、今後も、申請企業の増加＝事業経費の増加が見込まれます。  
 国や都、産業振興課で類似事業を実施していることや、社会環境の変化に合わせ、工夫・検討の必要があります。

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。  
 ・「拡充」：レベルアップ  
 ・「継続」：現状維持  
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）  
 ・「統合」：他事業と統合